

## 【重要】平成 29 年度内の接続契約締結にかかるお申込み期限について（低圧）

平成 29 年 4 月 1 日より、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正法が施行されたことに伴い、国への事業計画認定申請にあたっては、接続契約締結の際に当社が発行する接続の同意を証する書類が必要となりました。

また、平成 29 年 11 月 10 日付で、資源エネルギー庁から、「平成 29 年度中の認定申請等にかかる提出期限について」が公表され、平成 29 年度内の事業計画認定取得をご予定の方は、接続の同意を証する書類を平成 30 年 2 月 16 日までに提出するよう案内されております。

つきましては、平成 29 年度内の事業計画認定取得をご予定されており、接続の同意を証する書類の発行をご希望の方は、下記の期限までに当社へお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、下記の期限内にお申込みいただいた場合でも、接続契約締結にかかるお申込みが集中することが予想されることから、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

### お申込み期限：平成 29 年 12 月 15 日（金）

#### ＜お申込み期限に関する注意事項＞

- ・ 期限内のお申込みとは、受給契約申込受付サービス上の申込登録日時が、平成 29 年 12 月 15 日（金） 23 時 59 分 59 秒以前のお申込みをいいます。
- ・ 上記お申込み期限を過ぎてからのお申込みについては、期限内のお申込みの集中が予想されることから、接続の同意を証する書類の発行までに通常以上の期間が必要となり、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。
- ・ 上記お申込み期限内にお申込みいただいた場合でも、お申込み内容の不備により、再度お申込みいただく場合は、接続の同意を証する書類の発行までに通常以上の期間が必要となり、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。
- ・ 上記お申込み期限内にお申込みいただいた場合でも、お申込み後、当初の申込内容を変更される場合は、改めて技術検討が必要となり、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い致します。

以上